

## 地域医療構想における公立・公的医療機関 圏域別一覧

	公立病院(県立・市町村立) <14病院>	公的医療機関等 <25病院>
具体的対応方針	「公立病院経営強化プラン」	「公的医療機関等2025プラン」
南 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①蕨市立病院(蕨市)</li> <li>②川口市立医療センター(川口市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院(社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会)</li> <li>②医療法人社団東光会戸田中央総合病院(医療法人社団東光会)</li> </ul>
南西部		<ul style="list-style-type: none"> <li>①独立行政法人国立病院機構埼玉病院(独立行政法人国立病院機構)</li> </ul>
東 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①春日部市立医療センター(春日部市)</li> <li>②草加市立病院(草加市)</li> <li>③越谷市立病院(越谷市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①獨協医科大学埼玉医療センター(学校法人獨協学園)</li> </ul>
さいたま	<ul style="list-style-type: none"> <li>①埼玉県立小児医療センター(地方独立行政法人埼玉県立病院機構)</li> <li>②さいたま市立病院(さいたま市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①さいたま赤十字病院(日本赤十字社)</li> <li>②独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター(独立行政法人地域医療機能推進機構)</li> <li>③独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター(独立行政法人地域医療機能推進機構)</li> <li>④さいたま市民医療センター(社会医療法人さいたま市民医療センター)</li> <li>⑤自治医科大学附属さいたま医療センター(学校法人自治医科大学)</li> </ul>
県 央	<ul style="list-style-type: none"> <li>①埼玉県立がんセンター(地方独立行政法人埼玉県立病院機構)</li> <li>②埼玉県総合リハビリテーションセンター(埼玉県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療法人社団愛友会上尾中央総合病院(医療法人社団愛友会)</li> <li>②北里大学メディカルセンター(学校法人北里研究所)</li> </ul>
川越比企	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東松山市立市民病院(東松山市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①小川赤十字病院(日本赤十字社)</li> <li>②埼玉医科大学病院(学校法人埼玉医科大学)</li> <li>③東松山医師会病院(公益社団法人東松山医師会)</li> <li>④埼玉医科大学総合医療センター(学校法人埼玉医科大学)</li> </ul>

	公立病院(県立・市町村立) <14病院>	公的医療機関等 <25病院>
具体的対応方針	「公立病院経営強化プラン」	「公的医療機関等2025プラン」
西部	①所沢市市民医療センター(所沢市)	①独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院(独立行政法人国立病院機構) ②防衛医科大学校病院(防衛省) ③社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院(社会医療法人財団石心会) ④埼玉医科大学国際医療センター(学校法人埼玉医科大学)
利根		①社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院(社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会) ②独立行政法人国立病院機構東埼玉病院(独立行政法人国立病院機構) ③社会医療法人壮幸会行田総合病院(社会医療法人壮幸会) ④新久喜総合病院(社会医療法人社団埼玉巨樹の会)
北部	①埼玉県立循環器・呼吸器病センター(地方独立行政法人埼玉県立病院機構)	①社会医療法人熊谷総合病院(社会医療法人熊谷総合病院) ②深谷赤十字病院(日本赤十字社)
秩父	①秩父市立病院(秩父市) ②国民健康保険町立小鹿野中央病院(小鹿野町)	

《公立病院》

- ・ 都道府県、市町村、地方独立行政法人が設置する病院

《公的医療機関等》

- ・ 地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院
- ・ 特定機能病院および地域医療支援病院(医療法人を含むすべての開設者が対象)